

コンクリート構造物補修工事（ひび割れ注入工事又は炭素繊維接着工事）
に係る特例措置への対応について

県土総務課

コンクリート構造物補修工事（ひび割れ注入工事又は炭素繊維接着工事）の県工事発注については、県内建設業者による施工の拡大を図るため、公益財団法人鳥取県建設技術センターが行うコンクリート構造物の補修技術検定試験に合格し、その登録を受けている者（以下「検定合格者」という。）に対する特例措置を平成28年度末までの予定で実施しているところです。

当該検定試験は平成28年度実施をもって廃止されますが、検定合格者の受注機会に配慮し、下記のとおり平成29年度以降も特例措置の一部を継続する予定としています。

記

○検定合格者に対する特例措置（下線部）

区 分	入札参加者の条件（調達公告）		総合評価の評価項目
	会社要件 （同種工事实績）	技術者要件 （施工管理実績）	
現 行 （平成28年度末 まで）	過去15年間の同種工事の 実績（出資比率30%以上） 又は <u>検定合格者を主任（監 理）技術者として配置でき ること。</u>	過去15年間の同種工事 の実績（出資比率30% 以上）、又は <u>検定合格者で あること。</u>	（簡易評価型・技術提案型） 検定合格者の受注機会に配慮 し、当分の間、 <u>会社及び技術 者の同種工事实績（工事成績 を評価）は評価対象としない。</u> （地域密着型） <u>検定合格者を技術者として配 置する場合は、会社同種工事 実績（実績の有無を評価）は 実績ありとして扱う。</u>
平成29年度 以降（予定）	変更なし （ <u>特例措置の継続</u> ）	施工管理実績は原則 求めない。（*注）	（簡易評価型・技術提案型） 会社同種工事实績を評価対象 とする。（*注） （地域密着型） <u>変更なし（特例措置の継続）</u>

*コンクリート構造物補修工事は、配置技術者の専任を要する金額帯の工事（現行2,500万円以上、近々3,500万円以上に引き上げられる予定）がほとんど無いこと、及び技術者の施工管理実績を求める他の工事（トンネル、20m以上のハイピア等）との均衡から、平成29年度以降は、入札参加条件として技術者の施工管理実績を求めないこととする。

→施工管理実績を求めないので、総合評価の技術者同種工事实績も評価対象とならない。